

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当所を取り巻く地域の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、結城市が作成した結城市地域防災計画（令和3年6月改定）や洪水・地震ハザードマップ※を基に現状分析を行う。

※別紙参照

1 位置の概要

当市は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西北端に位置し、東は鬼怒川をはさんで筑西市、南は古河市、八千代町と、北西は西仁連川を境として栃木県小山市に接している。

市域は、東西約6km、南北約13kmで、総面積65.76kmである。

2 地形・地質・地勢

市域北部は、鬼怒川と田川にはさまれた結城台地となっており、標高40m～45mの比較的緩傾斜の丘陵地上に市街地が形成されている。市域南部は、鬼怒川流域で最も安定した地味肥沃な沖積層の水田と洪積層の畑にわかれ、主穀を中心に白菜、レタス等の施設園芸・果樹栽培に適した農業地域が形成されている。

3 気象

当市は、年間を通して比較的温暖で、気候条件に恵まれた地域である。年間降水量は比較的少ないが、6月～7月の梅雨前線、8月～9月の台風の接近や秋雨前線の影響が重なってしばしば雨量が多くなる。冬は、北西の乾燥した季節風が卓越し、火災が発生しやすい状況となり、しばしば風による被害（竜巻、突風）が生じている。

4 想定される地域の災害等リスク

1) 地震被害想定

県は、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況等を反映した、「茨城県地震被害想定調査報告書（平成30年12月）」を公表しており、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として7つの地震を想定している。その中で、市に一番被害を及ぼすのは、フィリピン海プレートと北米プレート境界に想定する地震の一つとして上げられている「茨城・埼玉県境の地震」である。

・ 地震被害シミュレーション

本計画では、市役所直下の活断層を仮定し、マグニチュード6.9の直下型地震を想定した。この場合、市内では震度6強の揺れが予想される。

<震源の諸元>

- 発生時期：冬 平日 18時00分
- 気象条件：晴れ、ほぼ北西の風、風速2～15m/秒、湿度60%
- マグニチュード：6.9
- 震源：東経139度52分
北緯36度18分（結城市役所の位置）
- 震源の深さ：地上表面より16km地下
- 地震速度の算定方法：Midorikawaの最短距離式

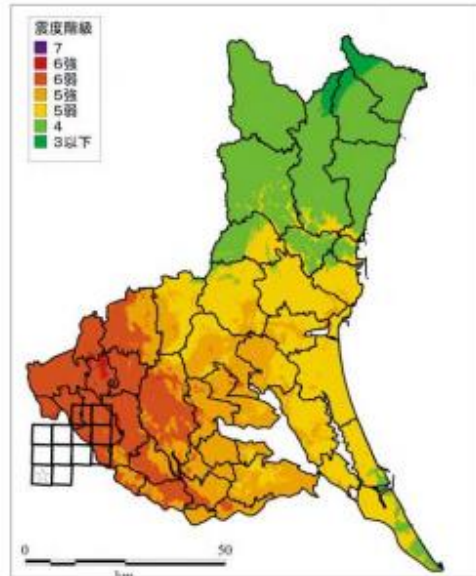
以上の条件を基に「簡易型地震被害想定システム（Ver2）」（自治省消防庁消防研究所）により試算を行った。市内の被害想定の結果をまとめると次の表のようになる。

<結城市内の被害想定>

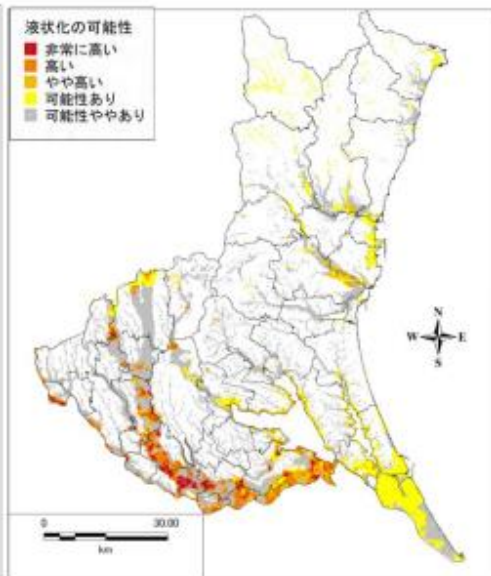
(想定震度6)

建築年度		S46年以前	S56年以前	S57年以降
建築物 (棟)	木造建物	7,444	5,749	10,095
	非木造建物	807	1,553	3,950
	合計	8,251	7,302	14,045
被害想定	死者数	13.3人		
	出火件数	20.0件		
	家屋被害件数	212.8棟		

<茨城・埼玉県境の地震の地表震度分布>



<茨城・埼玉県境の地震の液状化の可能性>



<被害予測結果一覧 (茨城・埼玉県境の地震)>

想定地震		茨城・埼玉県境の地震			
面積 (km ²)		65.76			
地震の規模 (マグニチュード)		Mw7.3			
発生条件・時刻		冬の深夜	夏の昼12時	冬の夕方18時	
建物数 (棟)	木造	20,807			
	非木造	5,913			
原因別建物 全壊(半壊) 数 (棟)	計	180 (1,300)	140 (1,300)	190 (1,300)	
	ゆれ	130 (1,300)	130 (1,300)	130 (1,300)	
	液状化	10 (20)	10 (20)	10 (20)	
	火災	50	10	60	
	急傾斜地崩壊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
出火件数 (件)		1.53	0.38	2.98	
人的 被害	死者数 (人)	計	10	10	10
		ゆれ・液状化建物 被害	10	10	10
		うち屋内収容物	10	*	*
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		火災	*	*	*
		ブロック塀等	*	*	*

発生条件・時刻		冬の深夜	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時	
人的被害	負傷者(人) (うち重傷者数)	計	200 (10)	110 (10)	140 (10)
		ゆれ・液状化建物被害	200 (10)	110 (10)	140 (10)
		うち屋内収容物	40 (10)	30 (10)	30
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		火災	10	*	10
		ブロック塀等	*	*	10
		避難(人) (避難所外避難者(人))	被災当日	3,100 (1,300)	3,100 (1,200)
	被災1週間後	4,200 (2,100)	4,100 (2,100)	4,200 (2,100)	
	被災1ヵ月後	2,400 (1,700)	2,300 (1,600)	2,400 (1,700)	
要配慮者の避難者(人)	被災当日	370	360	370	
	被災1週間後	410	410	410	
	被災1ヵ月後	140	140	140	
要配慮者(人)	死者数	*	*	*	
	負傷者数 (重傷者数)	40 (10)	20 (10)	30 (10)	
自力脱出困難者(人)	発生数	20	20	20	
観光客の人的被害(人)	発生数	*	*	*	
災害廃棄物(トン)	発生量	48,750			
ライフライン被害	電力停電件数(件) (停電率%)	被災直後	28,000 (0.92)		
		被災1日後	24,000 (0.78)		
		被災3日後	12,000 (0.39)		
		被災1週間後	0		
	上水道断水人口(人) (断水率%)	被災直後	49,000 (0.95)		
		被災1日後	45,000 (0.87)		
		被災1週間後	14,000 (0.27)		
		被災1ヵ月後	1,900 (0.04)		
	下水道機能支障人口(人) (機能支障率%)	被災直後	25,000 (0.92)		
		被災1日後	22,000 (0.78)		
		被災1週間後	30 (*)		
		被災1ヵ月後	10 (*)		
	LPガス要点検需要家数(軒) (機能支障率%)	1,700 (0.06)	1,600 (0.06)	1,700 (0.06)	
	通信被害・固定不通回線数 (不通回線率%)	被災直後	7,100 (0.92)		
		被災1日後	6,100 (0.78)		
		被災4日後	1,600 (0.20)		
		被災1週間後	* (*)		
	通信被害停波基地局率 (不通リンク)	被災直後	*		
		被災1日後	78 (A)		
被災4日後		20			
被災1週間後		*			

※「*」はわずかという意味である。

※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

2) 風水害被害想定

<浸水想定区域> 結城市における水防法第14条の指定区域

(令和3年3月現在)

対象となる洪水予報河川	指定年月日	作成主体	指定の前提となる降雨
利根川水系 鬼怒川	平成28年 8月2日	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm
利根川水系 田川放水路	平成28年 8月2日	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	鬼怒川流域、石井上流域の72時間総雨量669mm

各河川流域の最大規模総雨量（鬼怒川 72h.669mm、小貝川 72h.778mm、大谷川 72h.778mm、五行川 48h.783mm、田川 6h.365mm）の雨量で想定。

1) 河川洪水

結城地区においては鬼怒川周辺と田川周辺の地域が、木造住宅等が破壊されたり流されたりする氾濫流が発生する恐れのある「家屋倒壊等氾濫発生区域」となっている。

2) 土砂災害

茨城県は、土砂災害の発生するおそれのある危険区域を、土砂災害防止法に基づいて土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定している。市には、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の危険性がある土砂災害警戒区域等が 1 箇所（七五三場）ある。

3) 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。事業者への影響としては、観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベント、会合の休止、外出自粛の動きなどにより売り上げが急減する。製造業などでは海外工場の操業停止、部品、材料の納入遅延などサプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

5 商工業者の状況

下表「結城市の事業者数と従業者数」のとおり、結城市内の事業者数・従業者数は年々減少している。平成 26 年の経済センサスによると 2,329 事業所・従業者数 21,538 人となっている。

また平成 21 年と平成 26 年の経済センサスで比較すると事業所数で 9.7%減、従業者数は 5.0%減となっている。

医療・福祉が事業所数で 10.2%、従業者数で 28%増加しているのが特徴的で高齢化の動きが見て取れる。これと不動産業・物品賃貸業が増加しているのを除くとほぼすべての業種で事業所数・従業者数とも減少している。

<結城市の事業者数と従業者数>

	平成21年		平成24年		平成26年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	2,579	22,677	2,355	20,571	2,329	21,538
全産業(公務を除く)	2,565	22,292	2,355	20,571	2,317	21,107
第1次産業	24	194	27	200	20	187
A 農業、林業	24	194	27	200	20	187
B 漁業	-	-	-	-	-	-
第2次産業	778	8,511	745	8,751	701	8,278
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	25	1	14	1	12
D 建設業	379	1,862	364	1,913	337	1,695
E 製造業	397	6,624	380	6,824	363	6,571
第3次産業	1,777	13,972	1,583	11,620	1,608	13,073
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	42	2	20	3	46
G 情報通信業	5	26	5	68	3	20
H 運輸業、郵便業	65	1,159	60	1,157	59	1,053
I 卸売業、小売業	664	4,653	574	4,089	568	4,138
J 金融業、保険業	26	369	23	385	19	316
K 不動産業、物品賃貸業	109	258	112	263	114	285
L 学術研究、専門・技術サービス業	81	453	70	289	70	310
M 宿泊業、飲食サービス業	250	1,838	223	1,475	214	1,473
N 生活関連サービス業、娯楽業	208	765	195	721	192	639
O 教育、学習支援業	79	906	55	173	71	808
P 医療、福祉	127	1,962	117	1,967	140	2,512

Q 複合サービス業	9	115	6	51	8	184
R サービス業(他に分類されないもの)	138	1,041	141	962	135	858
S 公務(他に分類されるものを除く)	14	385	-	-	12	431

(出典：経済センサス)

また、小規模事業者数は、平成 27 年度末で 2,270 事業所、86.0%を占めている。平成 21 年度と比較して事業所数の減少が 1.6%なのに対し 0.6%にとどまるのは、従業員数の減少により結果として小規模事業者となる事業所が多いためと思われ、廃業の割合は小規模事業者が多い。

<商工業者数・小規模事業者数の推移>

	平成 25 年度末	内 小規模事業者	平成 26 年度末	内 小規模事業者	平成 27 年度末	内 小規模事業者
鉱業	2	2	2	2	2	2
建設業	593	569	588	563	586	568
製造業	465	373	456	364	449	375
運輸・通信	86	64	84	61	84	37
卸小売・飲食	908	748	905	725	893	745
金融・保険	32	16	34	16	34	21
不動産	63	60	63	60	66	64
サービス	533	452	527	449	525	458
合計	2,682	2,284	2,659	2,240	2,639	2,270

(結城商工会議所資料)

6 これまでの取組

1) 当市の取組

・結城市業務継続計画の策定

結城市は、自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした防災計画「結城市業務継続計画」を平成 30 年 4 月に策定した。

2) 当所の取組

・事業者 BCP に関する国・県・市の施策の周知

国の認定制度である事業継続力強化計画の案内チラシの配布。(カウンターへの設置、セミナー参加者への配布、相談業務時配布等)

・事業者 BCP 普及啓発・策定に関するセミナーの開催

・損保会社（東京海上日動火災保険株式会社茨城支社）と連携した、損害保険への加入促進タイアップセミナーを実施した。また指導員と損保会社職員による、事業者への帯同訪問により、保険の見直しなどについてアドバイスを実施。

・防災用品（医薬品セット、ラジオ、懐中電灯、軍手、マスク、消毒液）の備蓄

・防災訓練の実施（避難訓練・火災訓練 年 2 回【5 月・10 月】）

II 課題

(商工会議所の課題)

・BCP に沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。

・当所には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。

・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議システム等

の仕組みづくりが必要である。

- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

(管内事業者の課題)

- ・管内事業者の BCP あるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCP への関心が低く、BCP に取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっており BCP に関する支援は少なく支援の比重も低いいため、BCP のメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、BCP の策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
事業継続力強化計画認定 3社/年
各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 6社/年
(火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他)
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会議所と県や市との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・行政(国・県・市)や茨城県商工会議所連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- ・緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- ・中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- ・組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- ・当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き(保健所や医療機関への報告や当所会館の消毒や閉館の考え方)について、あらかじめ災害発生時対応マニュアルに盛り込む。
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や茨城県商工会議所連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県産業戦略部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前対策＞

令和3年6月に市が改訂した「地域防災計画」に則り、当所としての災害時の役割を踏まえながら、本計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策に取り組めるよう事前の準備を整える。

(a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対する事業者BCPの必要性について普及・啓発を図るため、当所の年度事業計画に次の内容の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組みを行うこととする。

(ア) 広報等による啓発活動

当市のハザードマップを当所事務所に掲示する他、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介などを行う。

- 商工会議所が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等財産のリスク
- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害賠償
- 事業主・従業員の休業所得補償
- 災害に伴う営業損失補償経営のリスク
- 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- 製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償補償労災事故のリスク
- 業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

(イ) ハザードマップによるリスク周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問する際、ハザードマップなどを用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を当所のホームページにリンクさせる他、各事業所に対してQRコードなどを周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

(ウ) リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得の損失、事業主・従業員等の怪我、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐に渡るため、これらのリスクへの対応をあらゆる角度から検証することが求められる。

そこでリスクの管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組みや対策を説明・提案し、事業者BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談などを実施する。

(エ) 正しい情報の入手に関する周知

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況は日々変化するため、事業者は常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

(オ) 感染症対策につながる支援

新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

(カ) 環境整備のための情報や支援策の提供

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

(キ) 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や効率的な訓練などについての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、以下のような普及啓発セミナーを行う。

①事業者BCP策定セミナー

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアルなどを用いたワークショップなど演習型の事業者BCP策定セミナーを実施する。

②個別支援

セミナー参加者に対するセミナー終了後の事業者BCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でも事業者BCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

(b) 結城商工会議所自身の事業継続計画の作成

令和3年6月にBCP/事業継続計画・震災時対応マニュアルを作成済み。また、策定後は定期的に計画更新を行う。

(c) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめ事業者BCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介なども実施する。関係機関に対しては、普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

(d) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者の事業者BCP策定の取組み状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

(e) 当該計画に係る訓練の実施

当所は市が主催する防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ本市との連絡ルートの確認等を行う。

<2. 発災後の対策>

(a) 大規模自然災害

自然災害時による発災時には、人命救助が第一として、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

①応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で2者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

②2者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- ・緊急相談窓口の設置・相談業務
- ・被害調査・経営課題の把握業務
- ・復興支援策を活用するための支援業務

(イ) 応急対策の方針決定

- ・当所と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に、本市または当所の応急的な役割分

担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	①通常の経営支援の範囲内での調査業務

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

ウ) 被害情報の共有

- ・当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回(午前・午後)共有する
1週間～2週間	1日に1回(午後)共有する
2週間～1ヵ月	2日1回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

(b) 感染症の世界的大流行(パンデミック)

感染症の世界的大流行(パンデミック)が発生した場合は、以下の手順で対応する。

(ア) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

(イ) 管内事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

(ウ) 被害情報の共有

- ・市と商工会議所は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

(エ) 被害情報の報告

- ・当市と当所とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会又は商工会議所においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当会議所が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした

< 5. 地域内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 結城市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県や茨城県商工会議所連合会に相談する。

< 6. その他 >

- ・ 本計画は、当所及び当市のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・ 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県産業戦略部中小企業課へ報告する。

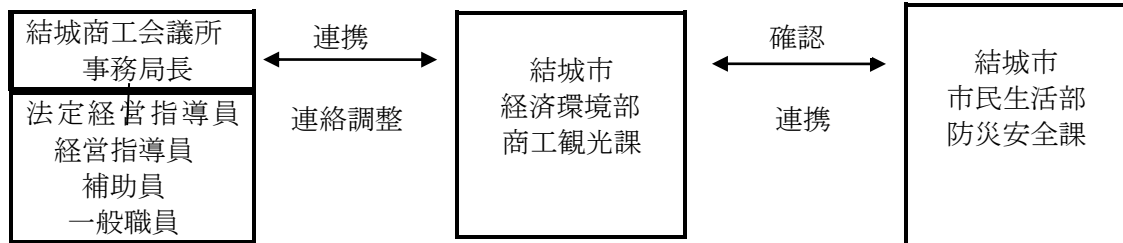
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年11月現在)

1 実施体制 (結城商工会議所と関係市町村の共同体制)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

結城商工会議所

経営指導員 野口 純一 (連絡先は下記3(1)参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。

3 商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会議所

結城商工会議所

〒307-0001 茨城県結城市大字結城531番地

Tel : 0296-33-3118

Fax : 0296-33-0304

E-mail : yuuki@inetcci.or.jp

(2) 関係市町村

結城市経済環境部商工観光課

〒307-8501 茨城県結城市中央町二丁目3番地

Tel : 0296-34-0421

Fax : 0296-33-6629

E-mail : shokokanko@city.yuki.lg.jp

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県産業戦略部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	240	270	270	270	270
1. 事業者 BCP 策 定セミナー開催費 ・講師謝金、旅費 ・広告料	100	100	100	100	100
2. 個社支援、専門 家派遣費 ・専門家謝金、旅 費	90	120	120	120	120
3. 普及、啓発費 ・ポスター、チラ シ印刷費	30	30	30	30	30
4. 評価会議開催費 ・専門家謝金、旅 費 ・会議費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入など ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

